



Title	1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1(50 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222232)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6437 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

50

沖縄返還問題

昭和四四年三月二十五日
アメリカ局長

一 沖縄の施政権返還問題は、日本に於いては領土問題であり、その故に感情的に巻きわめて早刻かつ強ちものである。この問題は、太平洋戦争に終んで日米間に残された最後の大きな問題であり、現政府としては、是非施政権の全面返還を實現し、將來にわたる日米双方に満足しうる解決を圖る必要があるとの強く考へてゐる。而して沖縄の施政権返還は、日米兩國の主要な政治的條件であるのみならず、日本を含む極東地域全体の安全保障に關係するものである。従つて施政権返還問題は、今後の上向き情勢の長期的展望と、その中に於ける日米兩國の緊密な協働のあり様と、

秘	限	の	内
無	期	の	号

再國間に十分の意思疎通を圖り、そのよき背景の下に、日米友好關係の枠内に於いて対処しなければならぬところである。

二 沖縄問題については、すでに久しく日米両政府間において話し合われてきた。特に一九六七年十一月の佐藤総理とジョンソン大統領の会談に於いて、「日米兩國政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、...沖縄の地位について共同かつ協力的な検討を行なふこと」に合意し、爾來沖縄の施政権返還に關する諸問題について、両政府当局者間において協議検討を重ねてきた。この間日本國內並びに沖縄現地に於いて、施政権返還の聲望は日を起りて高まり、前記日米会談に於いて總理大臣が「四三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきである」とい

言論もまた多岐にわたり、日本政府は施政権返還問題を米國政府との間に具体的に話し進めようとする時期に到達したと考えるものである。

二 沖縄の施政権返還と、日本を含む極東の安全保障の問題について、以下いくつかの点に關し日本政府の見解を述べる。

(1) 安保条約は戦後の極東情勢變遷を通じて、日本を含む極東の安全のため重要な使命を果してきた。このことは事實により裏づけられてゐるし、日本國民の大多數も安保条約を支持してゐる。日本政府は一九七〇年以後に於いても現行安保条約を堅持する方針であり、米國政府も同様に考えることを期待する。

(2) 沖縄の施政権返還後については、安保条約及び地位協定が沖

縄にも適用されることとなるが、沖縄自衛の防衛については日本政府がその責任を負つて行くことは当然であり、日本政府關係當局に於いてその準備検討を行なつてゐる。

(3) 安保条約及び地位協定が沖縄に適用される点に關し、日本國內多數の意見は、返還後の沖縄に於けるべき米軍の施設区域は、機能的に本土の施設区域と同様の態様であるべしとする。いわゆる「本土並み」を期待してゐる。また従つて「本土並み」とは、具体的には安保条約第六条實施に關する交換公文に定められた事項、特に核兵器の貯込み並びに戦闘作戦行動のための施設区域使用に關し、事前協議を適用すべしといふ主張である。この主張の背景は主として、(1)返還後の沖縄を本土と差別すべし

すべからず、(4)核に対する特殊の感情より核兵器の導入を許す入
きでなら、(5)日本の意思にかかわらずなく戦争にまき込まれては
ならなら、(6)どう国民的感情に訴ふるものである。

(4) 日本政府の見解によれば、現在並びに予見しうる将来にかけ
る極東の國際的の力の關係に於いて、米軍のプレゼンスが力關
係の一つの柱となつてあり、この事實が日本のみならず、極東
の自由諸國の平和と安全のため重要な役割りを果している。従
つて日本政府は、施政権返還後においても、安全保障に甚づき
米軍の施設区域が沖縄に預されること、日本及び日本を含む
極東の平和と安全のため必要であると考えるものであるが、こ
のよりとして沖縄に預るべき米軍施設区域の規模が、軍事機體

的にかかたるべきかについては、現実に軍事的抑止力の主体
を担つてゐる米國の判断を尊重する必要がある。

(5) 施政権返還後の沖縄に於ける米軍の地位に関しては、本土と
同様に地位協定が適用されるべきものとする。具体的に地位
協定を沖縄に適用するについては、たとえば引渡金提供される
べき施設区域の固定、公益事業の引渡、道路の管理等、~~その他~~
~~沖日協~~調査調整を要すると思われる多くの問題がある。日
米両政府間において、あらかじめ事務的に検討と準備を行なう
べきものとする。

以上の諸点を念頭に置きつつ、日本政府は沖縄の施政権返還問
題に關し、米國政府との間に具体的に話し合ひを行なうたい。日本

for discussion
10/27

10/27

政府は、返還に関する最も重要な要諦である返還後の施設区域の
態様につき、いかなる解決を図りうるや苦慮してゐるところであ
るにかんがみ、米國政府と照合を進めるに當り、まず以下の二
点につき米國側に対して要請し、その見解を聴取した。

(1) 日本政府としては、返還後の沖繩に該兵部の時限爆薬を管理
することは困難であると認めざるを得ない。よつてもし既に該
兵器が埋置されてゐるとすれば、これを施設種返還實現の時点
で撤去し、返還後は、該兵器持込みは事前協議の対象とするこ
ととする。

Handwritten signature or mark

(2) 返還後の沖繩の米軍施設区域を戦闘作戦行動のために使用する
ことは事前協議の対象とする。この問題を検討するためには、

予備しきる戦闘作戦行動のための使用の可能性について日米間
交渉可なり。